

# 心がつながる 応援券



新型コロナウイルスに負けずに頑張っている市民の皆さん、事業者の皆さんを応援する「心がつながる応援券」をお届けします。  
お一人お一人の買い物で、ふるさと北杜に力を!

## 引換期間

令和2年**8月3日**(月)  
～ 令和2年**12月30日**(水)

## 引換場所

**北杜市内の郵便局**  
平日 午前 9:00～午後 5:00  
簡易郵便局及び、  
北杜郵便局をのぞく

みんなへ、  
みんなの、

## 対象者

対象者は、令和2年4月27日（以下「基準日」）を基準として、北杜市の住民基本台帳に記録されている方のうち、特別定額給付金事業の支給対象者で、かつ、令和2年6月30日において、北杜市の住民基本台帳に引き続き記録されている方となります。

なお、支給対象者となる世帯に、基準日から令和2年6月30日にまでの間に出生した子は、支給対象者となります。



## 商品券額

対象の方1人あたり、  
**3万円**の商品券を利用できます。

## 使用期間

令和2年**8月3日**(月) ～ 令和3年**1月31日**(日)

## 取扱事業所 (使用できる場所)

**北杜市内の登録店舗** ▶ただし、使用できない商品等※があります。  
※他の商品券、金券、切手、印紙、たばこ、公共料金の支払い、社会通念上不適切と認める商品など

登録店舗の情報は、新聞折込チラシ・北杜市ホームページなどにおいてご確認ください。随時更新をいたします。



お問合せ先

電話番号

Fax番号

北杜市役所

企画課 **0551-42-1321**

**0551-42-1129**

〒408-0188 北杜市須玉町大豆生田961-1



「商品券」を装う**「詐欺」**や**「個人情報の詐欺」**にご注意ください!

市が、銀行やコンビニなどの現金支払機の操作をお願いすることは絶対にありません。  
不審な電話などを受けたときは、警察署または市役所にご連絡ください。

## 心がつながる応援券とは？

○観光業等 **A券** **B券** **C券** **30,000円分** が使えます

飲食業、みやげ品販売、旅行業（旅行代理店等）、宿泊業（ホテル、旅館、ペンション等）  
体験・娯楽・レジャー産業、運輸業（バス・タクシー会社等）

○小売店等 **A券** **B券** **20,000円分** が使えます

スーパー、食料品店、コンビニ、衣類、寝具、家具、建具等、家電製品、宝飾品、かばん、  
革製品時計、眼鏡、化粧品、医薬品、自動車・二輪車関連（整備・販売等）、  
ガソリンスタンド、玩具、娯楽用品、クリーニング、農林漁業、住宅関連、建設業、製造業、  
理容美容店等、教養、教育、書籍・雑貨店、医療機関等

○大型店 **A券** **10,000円分** が使えます

大型店舗（ホームセンター）、大型店舗（スーパー）、大型店舗（ドラッグストア）、  
大型店舗（その他）

※大型店とは本社が北杜市に所在しない事業者

### 商品券基本セット 30,000円分

**A券 10,000円**

¥1,000×5枚

¥500×10枚

取扱店全店で使用可能

観光業等

小売店等

大型店

**B券 10,000円**

¥1,000×10枚

大型店を除く小売店等・  
観光業等で使用可能

観光業等

小売店等

**C券 10,000円**

¥1,000×10枚

観光業等で使用可能

観光業等

のぼり旗、ポスター等がめじるしとなります。

●申請・引換期間：令和2年8月3日(月)から令和2年12月30日(水)

●使用可能期間：令和2年8月3日(月)から令和3年1月31日(日)